

別表一 各事業年度の所得に係る申告書（内国法人の分）… 令四・四・一以後終了事業年度等分

【No. 2】法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

【No. 1】通算子法人である場合、当事業年度終了の日は通算親法人の事業年度終了の日と同日ですか。

【No.10】通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率を適用していませんか。

また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者にあたる場合、軽減対象所得金額以下の金額について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日

申告書 申告書

適用額明細書提出の有無 有 無

【No. 3】法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。

- なお、(4)の書類は、通算親法人が添付している場合には、通算子法人は添付を省略することができます。
- 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
 - 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
 - 勘定科目内訳明細書
 - 通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる各通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類（別表十八（一）等）
 - 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
 - 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
 - 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
 - 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No. 7】次の制度の適用を受ける通算法人が修正申告を行う場合、遮断措置の適用の判定を行っていますか。

- 中小通算法人等の軽減対象所得金額（別表一付表）
- 欠損金の通算（別表七（二）付表一）
- 損益通算（別表七（三））
- 関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額の全体計算（別表八（一）付表二）
- 交際費等の損金不算入（通算定額控除限度額）（別表十五付表）

【No. 8】14欄及び40欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No. 9】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の55～58欄により計算していますか。

【No. 4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

11	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	
12	控除税額 (9)-(10)-(11)と(18)のうち少ない金額	
13	差引所得に対する法人税額 (9)-(10)-(11)-(12)	
14	中間申告分の法人税額	
31	課税標準法人税額 (29)+(30)	
32	地方法人税額 (7)	
33	税額控除超過額 (別表六(二)付表六「14の計」)	
34	課税標準金額に係る地方法人税額 (8)	
35	所得地方法人税額 (32)+(33)+(34)	
36	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	
37	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	
38	外国税額の控除額 (35)-(36)-(37)のうち少ない金額	
39	差引地方法人税額 (35)-(36)-(37)-(38)	00
40	中間申告分の地方法人税額	00
41	差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額(税額としてイタサの(39)-(40)場合は、(43)へ記入	00

42	外国税額の還付金額 (79)	42
43	中間納付額 (40)-(39)	43
44	計 (42)+(43)	44
45	この申告の申告前の課税標準法人税額 (67)	45
46	この申告の申告前の課税標準法人税額 (68)	46
47	この申告により納付すべき地方法人税額 (69)	000
48	この申告により納付すべき地方法人税額 (73)	00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		
残余財産の最後の分配又は引渡の日 令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日		
還付を受けるようとする金融機関等		
銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所		
口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号 -		
※税務署処理欄		

税理士 署名